**「学校教育における文化芸術鑑賞の充実について」**

質問事項２「学校教育における文化芸術鑑賞の充実について」質問いたします。

文化芸術の振興に関しては、平成２６年９月定例会で、小澤元議員が質問しておりますが、学校現場に絞り込んで質問いたします。

学校教育における文化芸術活動の充実に関して、国は「文化芸術振興基本法第二十四条」で明記をし、平成２３年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、『様々な学習機会を活用し、文化芸術に関する体験学習などの文化芸術に関する教育や優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る』とされております。児童生徒にとって多様な文化芸術に接していくことは、文化活動に対する興味や関心を高め、豊かな感受性や創造力を育む上で重要であります。

また平成３０年度、文化庁が実施した「文化に関する世論調査」によりますと、「子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか？」の設問で、「学校における公演や展示などの鑑賞体験を充実させる」が３４．８％でトップ。次いで「学校における音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる」が２５．７％と、学校での文化芸術の鑑賞・体験活動が重要視されていることが分かります。

本市におきましても、各学校が学年や発達段階に応じて、計画的に教育活動の中に取り入れていることと思います。しかしながら教育現場からは「まだまだ充実させてほしい」「予算的に厳しい」との声があり、さらなる充実を図ることが必要と考えることから、３点質問させていただきます。

小項目1点目。学校教育における文化芸術鑑賞に関して、どのような認識をお持ちなのかお聞かせください。

小項目２点目。学校教育における文化芸術の鑑賞・体験活動及び、その費用や保護者負担について、本市の現状を具体的にお聞かせください。

小項目３点目。充実した文化芸術鑑賞・体験活動の為、さらなる環境整備を望みますが、充実を図るための課題は何か、今後本市ではどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

以上で質問事項２の最初の質問を終わります。